

Ⅲ 利用上の注意

- 1 平成27年2月調査実施時に対象事業所の抽出替えを行った。
また、平成27年2月調査から会社以外の法人(信用金庫、財団法人、病院等)も調査対象とした。
その結果、会社以外の法人が調査対象事業所に占める割合は9.4%となり、特に「金融業、保険業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「医療、福祉」においては、同産業に占める会社以外の法人の割合はそれぞれ13.1%、12.2%、91.0%と高くなっており、平成26年11月調査以前との比較には注意を要する。
- 2 日本標準産業分類の改定(平成19年11月)に伴い、平成21年2月調査から新産業分類に基づき表章している。更に平成21年2月調査から「医療、福祉」を追加しているため、平成20年11月調査以前との比較には注意を要する。
- 3 この調査で「サービス業」とは、「サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く)」を指している。
- 4 労働者の職種については、日本標準職業分類を参考とした独自の分類のほか、職務や技能の習熟度による分類を使用している。日本標準職業分類の設定(平成21年12月)に伴い、平成23年2月調査より、職種の見直しを行った。
- 5 雇用調整等の実施状況に関する事項については、回答していない事業所を「実施していない又は予定がない」とみなして集計している。
雇用調整等の方法については、平成24年11月調査までの集計にならない、「雇用調整の方法」と「その他の調整方法」に分けて集計した。ただし、「雇用調整の方法」には平成25年2月調査から、「新規学卒者の採用の抑制・停止」を追加したため、平成24年11月調査以前との比較には注意を要する。

・「雇用調整の方法」として集計 残業規制 休日の振替、夏期休暇等の休日・休暇の増加 臨時、パートタイム労働者の再契約停止・解雇 新規学卒者の採用の抑制・停止 中途採用の削減・停止 配置転換 出 向 一時休業 (一時帰休) 希望退職者の募集、解雇	・「その他の調整方法」として集計 所定内労働時間の短縮 賃金等労働費用の削減 下請・外注の削減 派遣労働者の削減 (注) 平成27年2月調査から下線部分を「操業時間・日数」から「所定内労働時間」に変更した。
---	--
- 6 この調査では、該当集計項目に回答していない事業所については、一定の回答をしたとみなして集計する(Ⅲ 利用上の注意 5)、当該事業所を除いて集計する、当該事業所を含むすべての事業所について集計するなど集計方法は項目により異なっている。
- 7 「生産・売上額等」「所定外労働時間」「雇用」の判断D.I.の季節調整は、センサス局法X-12-ARIMAのなかのX-11デフォルトによる。
- 8 雇用判断D.I.は、当該期間末と前期間末の状況を比較したものであるが、その他の判断D.I.との比較から統一した表側を用いている。
- 9 統計表中の「0」は表章単位の2分の1未満の割合を示し、「-」は該当数値がないもの、「△」はマイナス、「・」はあり得ないもの、「・・・」は調査していないため不明であることを示す。
- 10 この調査では、それぞれの回答をした事業所の割合を集計して表章しているが、労働者が多い事業所ほど調査対象として選ばれやすくなっている(労働者数による確率比例抽出)ため、実質的に、事業所の割合というよりも、こうした回答をした事業所で働く労働者の割合に近い。
- 11 用語の「正社員等」の変更により平成20年2月調査から集計対象が一部異なっているため、第3図、第5図の平成19年11月調査以前との比較には注意を要する。